

3. 報告対象物質

	物質名 (CAS No)	【コード番号】※ 報告を要しない含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、 管理濃度、許容濃度等)	用途の例 (原料等)
1	カーボンブラック (1333-86-4)	【152】 0.1%未満	アセチレンブラック、 チャンネルブラック、 ファーンエスブラック	IARC(発がん性): 2B ・長期又は反復ばく露による肺の障害 ACGIH: 3mg/m ³ (インハラブル粒子) 産衛学会: 第2種粉じんとして総粉じん 4mg/m ³ 、 吸入性粉じん 1mg/m ³	ゴム補強剤、樹脂・印刷インキ・ 色素・高圧ケーブル・通信ケーブ ル・伝導性材料などの配合原料、 各種電池材料、樹脂用添加剤
2	クロロホルム (67-66-3)	【153】 0.1%未満	トリクロロメタン、トリ クロロホルム	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・肝臓、腎臓の障害 ・長期又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓、肝 臓、呼吸器の障害 管理濃度3ppm、ACGIH: 10ppm 産衛学会: 3ppm、14.7mg/m ³	フッ素系冷媒、フッ素樹脂の製造、 医薬品(麻酔剤、消毒剤)、溶剤、 有機合成、アニリンの検出、血液 防腐用、半導体用高純度ガス
3	四塩化炭素 (56-23-5)	【154】 0.1%未満	テトラクロロメタン、 パークロロメタン	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ・中枢神経系、肝臓、腎臓の障害 ・長期又は反復ばく露による肝臓、腎臓呼吸器の障 害のおそれ 管理濃度5ppm、ACGIH: 5ppm、産衛学会: 5ppm	試験研究、分析 (特定物質の規制等によるオゾン 層の保護に関する法律対象物 質)
4	1, 4-ジオキサ ン (123-91-1)	【155】 0.1%未満	パラ-ジオキサン、 エチレングリコー ルエチレンエーテ ル、ジエチレンオ キシド	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・中枢神経系の障害 ・長期又は反復ばく露による腎臓、肝臓、中枢神経 系、呼吸器の障害のおそれ 管理濃度10ppm、ACGIH: 20ppm 産衛学会: 10ppm、36mg/m ³	セルロースエステル類、セルロー スエーテル類の溶剤、有機合成 反応・抽出溶剤、試薬用、塩素系 有機溶剤の安定剤、洗浄剤の調 整用溶剤、繊維処理・染色・印刷 時の分散・潤滑剤
5	1, 2-ジクロロ エタン (107-06-2)	【156】 0.1%未満	二塩化エタン、エ チレンジクロリド、 二塩化エチレン	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・中枢神経系、血液、肝臓、腎臓、呼吸器、心血管系 の障害、 ・長期又は反復ばく露による神経系、肝臓、甲状腺、 腎臓、血液の障害 管理濃度10ppm、ACGIH: 10ppm 産衛学会: 10ppm、40mg/m ³	工業用化学薬品(溶剤、塩化ビ ニル製造のための中間体)、殺 虫剤の燻蒸剤、食品加工での溶 剤
6	ジクロロメタン (別名二塩化メ チレン) (75-09-2)	【157】 0.1%未満	メチレンジクロリド、 塩化メチレン、二 塩化メチレン	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・中枢神経系、呼吸器の障害、長期又は反復ばく露 による中枢神経系、肝臓の障害 管理濃度50ppm ACGIH: 50ppm 産衛学会: 50ppm、170mg/m ³	ペイントはく離剤・プリント基板洗 浄剤・金属脱脂洗浄剤・ウレタン 発泡助剤・エアゾール噴射剤・ポ リカーボネートの反応溶媒・冷 媒・ラッカー用・織物及び皮革・香 料の抽出・分析用・リノリウム・イ ンキ低沸点用有機溶剤
7	ジボラン (19287-45-7)	【158】 1%未満	ボロエタン、ボロン ハイドライド、ジボ ロンヘキサハイド ライド	GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による呼吸器系、神経系の 障害 ACGIH: 0.1 ppm、産衛学会: 0.01 ppm、0.012 mg/m ³	エピタキシャルシリコンやドーブ した酸化シリコンのデポジション、 イオン注入のためのP型ドーパ ント
8	N, N-ジメチル ホルムアミド (68-12-2)	【159】 0.1%未満	ホルミルジメチル アミン	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原 性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認され た物質 GHS: 生殖毒性「区分1B」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 管理濃度10ppm、ACGIH: 10ppm 産衛学会: 10ppm、30mg/m ³	合成皮革製造溶媒、電子工業用 洗浄剤、ブタジエン抽出溶媒、有 機合成反応溶媒
9	スチレン (100-42-5)	【160】 0.1%未満	フェニルエチレン、 エチルベンゼン、 スチロール	IARC(発がん性): 2B GHS: 生殖毒性「区分1B」 GHS: 神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・中枢神経系の障害 ・長期又は反復ばく露による呼吸器系、神経系、血 液系、肝臓の障害 管理濃度20ppm、ACGIH: 20ppm 産衛学会: 20ppm、85mg/m ³	ポリスチレン樹脂、合成ゴム、不 飽和ポリエステル樹脂、AS樹脂、 合成樹脂塗料

	物質名 (CAS No)	【コード番号】※ 報告を要しない含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、 許容濃度等)	用途の例 (原料等)
10	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン) (127-18-4)	【161】 0.1%未満	パークレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエチレン、エチレンテトラクロリド	IARC(発がん性): 2A GHS: 神経毒性「区分1」 ・神経系、呼吸器、肝臓の障害、 ・長期又は反復ばく露による神経系、肝臓、呼吸器の障害 管理濃度50ppm、ACGIH: 25ppm 産衛学会: 検討中	ドライクリーニング用、金属の脱脂洗浄および乾燥剤、一般溶剤、抽出剤、駆虫剤、トリクロロ酢酸の製造原料
11	1, 1, 1-トリクロロエタン (71-55-6)	【162】 0.1%未満	メチルクロロホルム、メチルトリクロロメタン、クロロテン	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認された物質 GHS: 神経毒性「区分1」 ・心臓、中枢神経系の障害 ・長期又は反復ばく露による肝臓、心臓、中枢神経系の障害 管理濃度200ppm、ACGIH: 350ppm 産衛学会: 200ppm、1100mg/m ³	試験研究・分析 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律対象物質)
12	トリクロロエチレン (79-01-6)	【163】 0.1%未満	1, 1, 2-トリクロロエテン、1, 1, 2-トリクロロエチレン、トリクレン	IARC(発がん性): 1 (vol106) GHS: 生殖毒性「区分1B」 GHS: 神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ、 ・長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害 管理濃度10ppm、ACGIH: 10ppm 産衛学会: 25ppm、135mg/m ³	金属機械部品などの脱油脂洗浄、フロンガス製造、溶剤、羊毛の脱脂洗浄、皮革・膠着剤の洗剤、繊維工業、抽出剤、繊維素エーテルの混合
13	パラクロロアニリン (106-47-8)	【164】 0.1%未満	4-クロロアニリン、パラクロロアミノベンゼン	IARC(発がん性): 2B GHS: 神経毒性「区分1」 ・血液系、中枢神経系の障害 ACGIH、産衛学会: 未設定	ナフトールAS-E(β-オキシナフトエ酸とp-クロロアニリン)・ナフトールAS-LBの中間体
14	パラニトロクロロベンゼン (100-00-5)	【165】 0.1%未満	p-クロロニトロベンゼン、1-クロロ-4-ニトロベンゼン	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認された物質 管理濃度0.6mg/m ³ 、ACGIH: 0.1ppm 産衛学会: 0.1ppm、0.64mg/m ³	染料、農業、酸化防止剤、オイル添加剤、抗マラリア薬およびゴム薬品
15	ビフェニル (92-52-4)	【166】 1%未満	ジフェニル、フェニルベンゼン	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認された物質 GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による肝臓、呼吸器、神経系の障害 ACGIH: 0.2ppm、産衛学会: 未設定	熱媒体、染色助剤
16	2-ブテナール (4170-30-3)	【167】 0.1%未満	ブタ-2-エナール、クロトンアルデヒド、プロピレンアルデヒド、β-メチルアクロレイン	労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、実験動物でがんの発生が確認された物質 ACGIH: STEL0.3ppm(C)、産衛学会: 未設定	ブタノール、ブチルアルデヒド等の合成原料
17	メチルイソブチルケトン (108-10-1)	【168】 1%未満	イソブチルメチルケトン、4-メチル-2-ペンタノン	IARC(発がん性): 2B (vol.101) GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による神経系の障害 管理濃度20ppm、ACGIH: 20ppm 日本産衛学会: 50ppm、200mg/m ³	硝酸セルロース・合成樹脂カッティング溶媒、塗料・インク・接着剤溶剤

※それぞれの物質を含有する混合物において、「報告を要しない含有率」に該当する作業については、報告の必要がありません。

【参照】

- ・GHS: 「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(国連勧告)。個々の化学物質について、危険有害性の分類項目ごとに、それぞれの危険有害性の程度を区分し、その区分に応じた絵表示、注意喚起語、危険有害性情報等を表すこととされています。
- ・ACGIH: 米国産業衛生専門家会議が勧告値として発表している許容濃度(ほとんどすべての労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される濃度)
- ・産衛学会: 日本産業衛生学会が勧告値として発表している許容濃度

(GHS、日本産衛学会、用途の例等については、厚生労働省モデルMSDSの情報を参照しています。)